令和3年度　公文書開示状況（10月決定分）　主税局

様式２－１

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	R3. 9. 27	R3. 10. 11	東京都千代田都税事務所ほか１所（３）照明設備改修工事（その２） 上記工事に関する金入設計書全部（代価表含む）	34	1															主税局総務部経理課
2	R3.10.13	R3.10.19	9主資固第80号「東京都固定資産税及び都市計画税に係る還付不能額の返還等要領」及び「東京都固定資産税及び都市計画税に係る還付不能額の返還等要領実施細目」の制定について (通知) 29主資固第332号「土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の還付不能額の返還基準等について (通達) 」 29主資固第332号「土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の還付不能額の返還基準等について (通達) 」(2主資固第362号一部改正) 31主資固第350号「東京都固定資産税及び都市計画税に係る還付不能額の返還等要領」の改正及び「東京都固定資産税及び都市計画税に係る還付不能額の返還等要領実施細目」の廃止について (通知) 9主資固第80号「東京都固定資産税及び都市計画税に係る還付不能額の返還等要領」(31主資固第350号改正)	15	1															主税局資産税部固定資産税課
3	R3.10.5	R3.10.26	令和３基準年度評価替えにおける標準宅地の不動産鑑定評価実施のための業務委託に係る以下の文書 ・請求書 ・鑑定報酬支払額等一覧表	5		1						1	1						偽造された場合に、当該受託者の財産などを脅かす恐れがあると認められるため。 請求書の情報とあわせることで、受託者及び事業を営む個人の報酬額を特定でき、公にすることで、当該法人等及び事業を営む個人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	主税局資産税部固定資産評価課

表の見方

＜決定区分＞

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。